

## 宅地建物取引業者に対する行政処分について

令和6年12月11日

東京都住宅政策本部民間住宅部不動産課

被 処 分 者	商 号	株式会社N - N i n e
	代 表 者	黒川 友太 (くろかわ ゆうた)
	主たる事務所	東京都豊島区南池袋一丁目16番15号 ダイヤゲート池袋5階
	免 許 年 月 日	令和5年8月18日 (当初免許年月日 令和5年8月18日)
	免 許 証 番 号	東京都知事(1)第109692号
聴 聞 年 月 日	令和6年10月3日	
処 分 内 容	宅地建物取引業務の全部停止10日間	
業 務 停 止 期 間	令和7年1月6日から同月15日まで	
適 用 法 条 項	宅地建物取引業法第48条第1項(従業者証明書不携帯時業務従事) 同法第48条第3項(従業者名簿記載不備) 同法第65条第2項第2号(業務の停止)	
事 実 関 係	<p>被処分者には、下記のとおり、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号。以下「法」という。)違反があった。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 被処分者は、従業者に法第48条第1項に定める従業者であることを証する証明書を携帯させずに、従業者をその業務に従事させた。</p> <p>2 被処分者が、令和6年2月13日時点で備え付けていた法第48条第3項に定める従業者名簿に、宅地建物取引業法施行規則(昭和32年建設省令第12号)第17条の2第1項各号に掲げる記載事項の一部の記載がなかった。</p> <p>これらのことは、上記1は法第48条第1項に違反し、法第65条第2項第2号に該当し、上記2は法第48条第3項に違反し、法第65条第2項第2号に該当する。</p>	